

令和2年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和2年度11月補正予算等関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和2年11月定例会議案説明資料目次

総務部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算（第7号）			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	3	
	2 補正予算説明資料	(総括表)		6
			税務課	7
			情報政策課	8
		行財政改革局 資産活用推進課		9
3 歳入歳出事項別明細書			11	
4 繰越明許費に関する調書	人権局 人権・同和対策課		14	
5 債務負担行為に関する調書	総務課ほか		15	
第2号	令和2年度鳥取県用品調達等集中管理事業 特別会計補正予算（第1号）			
	1 補正予算説明資料	政策法務課	17	
	2 債務負担行為に関する調書	政策法務課	18	

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第8号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	税務課	19
第17号	当せん金付証券の発売について	財政課	21
第19号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	行財政改革局 人事企画課	22

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (3) 特定地域等の振興を促進するための県税の 課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (令和2年11月5日専決)	税務課	27

議案第1号

令和2年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 地方交付税	137,819,000	938,804	138,757,804
9 国庫支出金	76,541,552	5,909,761	82,451,313
11 寄附金	494,571	25,946	520,517
13 繰越金	2,663,695	77,268	2,740,963
14 諸収入	7,001,402	97,321	7,098,723
15 県債	45,564,000	△ 627,000	44,937,000
歳入合計	382,224,087	6,422,100	388,646,187

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	35,545,840	323,313	35,869,153	197,472	16,000		109,841
3 民生費	50,725,260	822,667	51,547,927	820,269		794	1,604
4 衛生費	29,012,644	4,319,016	33,331,660	4,270,254		26,754	22,008
5 労働費	2,421,274	16,000	2,437,274	15,000			1,000
6 農林水産業費	26,142,598	56,608	26,199,206	2,617		1,492	52,499
7 商工費	16,205,367	619,718	16,825,085	597,434		22,284	
8 土木費	53,585,383	257,658	53,843,041	6,715		71,943	179,000
9 警察費	17,028,542	3,120	17,031,662				3,120
10 教育費	63,903,872	4,000	63,907,872				4,000
歳出合計	382,224,087	6,422,100	388,646,187	5,909,761	16,000	123,267	373,072

歳 入

5款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 地方交付税	137,819,000	938,804	138,757,804	1 普通交付税	938,804	
計	137,819,000	938,804	138,757,804			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	5,543,926	197,472	5,741,398	1 総務管理費補助金	124,318	財産管理費補助金 120,000 私立学校振興費補助金 4,318
				2 企画費補助金	52,000	計画調査費補助金 2,000 交通対策費補助金 50,000
				4 防災費補助金	21,154	防災総務費補助金
3 民生費国庫補助金	3,196,261	820,269	4,016,530	1 社会福祉費補助金	820,000	社会福祉総務費補助金
				2 児童福祉費補助金	269	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	15,673,276	4,270,254	19,943,530	1 公衆衛生費補助金	4,265,004	予防費補助金 4,263,757 健康県づくり推進費補助金 1,247
				2 環境衛生費補助金	5,250	環境保全費補助金
5 労働費国庫補助金	671,898	15,000	686,898	1 労政費補助金	15,000	労政総務費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	9,424,088	2,617	9,426,705	1 農業費補助金	2,617	農業総務費補助金
7 商工費国庫補助金	3,202,878	597,434	3,800,312	1 商業費補助金	423,834	商業振興費補助金 100,000 金融対策費補助金 323,834
				2 工鉱業費補助金	87,600	工鉱業総務費補助金 12,600 中小企業振興費補助金 75,000
				3 観光費補助金	86,000	観光費補助金
8 土木費国庫補助金	17,070,195	6,715	17,076,910	4 港湾費補助金	6,715	空港費補助金
計	59,938,429	5,909,761	65,848,190			

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 衛生費寄附金	7,380	25,946	33,326	1 公衆衛生費寄附金	25,946	予防費寄附金
計	494,571	25,946	520,517			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,663,695	77,268	2,740,963	1 前年度繰越金	77,268	
計	2,663,695	77,268	2,740,963			

14款 諸 収 入

5項 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
6 市町村受託事業収入	210,851	71,943	282,794	1 市町村受託事業収入	71,943	
21 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	7,360	900	8,260	1 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	900	
22 公益社団法人畜産技術協会受託事業収入	1,200	400	1,600	1 公益社団法人畜産技術協会受託事業収入	400	
計	663,539	73,243	736,782			

8項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
7 雑 入	2,844,852	24,078	2,868,930	1 雑 入	24,078	
計	3,215,836	24,078	3,239,914			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
1 総 務 債	4,904,000	16,000	4,920,000	2 企 画 債	16,000	計画調査費充当
13 臨時財政対策債	11,166,000	△ 643,000	10,523,000	1 臨時財政対策債	△ 643,000	
計	45,564,000	△ 627,000	44,937,000			

## 補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
税務課	28,649,394	10,753	28,660,147				10,753	
情報政策課	1,432,028	2,000	1,434,028	2,000				
行財政改革局 資産活用推進課	285,971	187,836	473,807	120,000			67,836	
合計	96,994,932	200,589	97,195,521	122,000	0	0	78,589	
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>【税務課】 ・税務システム運用事業(10,753千円)</p> <p>【情報政策課】 ・AI・RPA等最先端ICT技術活用推進事業(2,000千円)</p> <p>【資産活用推進課】 ・ふるさと納税・広告促進事業(67,836千円) ・(新)新型コロナウイルス感染症対応指定管理施設支援事業(120,000千円)</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

3 項 徴税費

2 目 賦課徴収費

税務課 (内線: 7052)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
税務システム運用事業	250,659	10,753	261,412				10,753	
トータルコスト	265,612	11,540	277,152	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.9人	0.1人	2.0人	契約事務及びシステム改修協議				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

法人税情報のデータ連携方法の変更及び教習用自動車に係る自動車税種別割の減免額の改正に対応するため、税務システムの改修を行う。

2 主な事業内容

システム改修項目	改修理由
法人税情報のデータ連携方法の変更	現在、各都道府県と国税局は法人税情報のデータを電子記録媒体(USB等)での連携により個別にやり取りしているが、国税庁と各都道府県が法人税情報をエルトックス(電子申告システム)を介して直接データ連携を行うことにより、運用が効率化されるため、これに対応するためのシステム改修を行う。
教習用自動車に係る自動車税種別割の減免	教習用自動車の自動車税種別割を営業車並みの課税から全額減免に対応するためのシステム改修を行う(令和2年11月議会で提案する県税条例の一部改正に対応するもの)。

3 今後のスケジュール

法人税情報のデータ連携方法の変更

- ・令和2年12月から令和3年1月 開発及びテスト
- ・令和3年1月 稼働

教習用自動車に係る自動車税の減免

- ・令和2年12月から令和3年3月 開発及びテスト
- ・令和3年4月 稼働

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課（内線：8319）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
AI・RPA等最先端ICT技術活用推進事業	17,668	〔債務負担行為〕 4,277 2,000	〔債務負担行為〕 4,277 19,668	2,000			〔債務負担行為〕 4,277	
トータルコスト	28,686	2,787	31,473	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.4人	0.1人	1.5人	関係課との調整、契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

近年のICT分野の進化は目覚ましく、AI、RPA（ソフトウェアロボット）など、新しい技術が様々な分野で業務や研究等に幅広く活用されているが、すでに先進的な企業等では、働き方改革を契機に最先端のICTを活用した業務改革（デジタルトランスフォーメーション:DX）に取り組んでいる。

自治体においても、人口減少や県民ニーズの多様化が加速する中、これまで以上に職員一人ひとりの生産性の向上や仕事の質の向上が求められる時代となっている。

さらなる業務効率及び県民サービス向上を目指すため、最新ICTを活用した県庁業務改革（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
全庁利用型RPA活用推進（※1）	○定型作業を自動処理するRPAについて、ロボット開発に必要なスキルを学ぶ職員向け研修会を追加開催し、RPAの活用拡大による庁内業務の効率化の推進を図る。  ・経費：RPA人材育成研修（RPA初級者研修）	660
	○県庁内の全所属で行われている共通の定型業務を自動化するRPAロボットのひな型を開発することにより、職員の開発作業の集約化、RPAロボットの全庁活用による県庁業務全体の効率化の推進を図る。  ・経費：RPAロボット作成支援委託費 （例：財務会計システムによる支払い処理業務を想定）	462
AIチャットボット活用推進（※2）	○県民等からの問合せに、時間や場所を問わず即時自動回答するAIチャットボットを導入し、県民サービス向上及び県庁業務の効率化の推進を図る。  ・経費：初期導入費用及びサービス利用料 ※令和3年度のサービス利用料については、債務負担行為 ・利用期間：令和3年3月～令和4年3月末 ・導入業務：定型的な問合せが多い傾向にある業務を想定  〈県民向け〉 自動車税等の県税、障がい手帳申請、福祉サービス等の障がい福祉、競争入札参加資格、パスポート申請など 〈職員向け〉 庶務事務（給与、諸手当等）、公文書開示請求の手続きなど	878
合計		2,000

（※1）RPAとは

ロボティック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation）の略称でソフトウェアロボットにPC操作を自動処理させる技術。例えば、Excelから業務システムへの入力作業を人に代わって行うことが可能。

（※2）AIチャットボットとは

システムに入力された問合せの内容をAIが判断し、スマホやパソコン上で会話形式で自動回答する技術。



令和2年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

資産活用推進課 (内線：7612)

7 目 財産管理費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ふるさと納税・広告促進事業	84,841	67,836	152,677				67,836	
トータルコスト	100,581	68,623	169,204	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.0人	0.1人	2.1人	寄附者からの寄附の受け入れ、寄附に対する返礼品の送付				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県へのふるさと納税について、今年度の寄附受入額が当初予算額よりも増加すると見込まれることから、寄附受入額に応じて変動する委託料及び報償費を増額補正する。

(参考) 令和2年9月末時点寄附受入額 92,709千円 (対前年度同期比 127.2%)

2 主な事業内容

(単位：千円)

項目	事業内容	補正額
委託料	受付等業務委託料	33,163
報償費	寄附者に対する返礼品	34,673
その他事務経費(※)		0
合計		67,836

※その他事務経費については既定予算で対応。

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

7 目 財産管理費

資産活用推進課（内線：7088）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルス感染症対応指定管理施設支援事業	0	120,000	120,000	120,000				
トータルコスト	0	120,787	120,787	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	支援金等の交付				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症まん延に伴う緊急的な対策として、県が利用制限を行った指定管理施設に対して、公の施設の安定運営を実施し、県民福祉の向上を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応指定管理施設支援金」を交付する等、指定管理施設の新型コロナウイルス感染症に伴う対策について支援を行う。

2 主な事業内容

○新型コロナウイルス感染症対応指定管理施設支援金

(1) 利用料金等減収に対する支援

県が利用制限を行った期間の減収額（令和元年度実績額－令和2年度実績額）の一定率を支援する。

(2) キャンセル料の県負担

イベント等主催者からの申し出による新型コロナウイルスに起因するイベント等中止に伴う施設利用のキャンセルについて県がキャンセル料を負担する。

(3) 施設内レストラン等の使用料減免の県負担

新型コロナウイルスの影響に伴い、指定管理施設内で民間事業者が実施しているレストラン、土産物店について、売上額の減少の割合に応じて使用料を減免する。（減免額については県が負担を行う）

3 予算額

支援総額：120,000千円

※各指定管理施設の現時点での影響を聞き取り総務部に一括計上し、各施設の状況に応じて、総務部から各所管部に配当した上で交付を行う。

令和2年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	577,239		577,239	181,792		181,792	149,166		149,166	
2 給 料	3,177,821		3,177,821	1,389,901		1,389,901	998,323		998,323	
3 職員手当等	4,615,344		4,615,344	3,659,251		3,659,251	3,459,362		3,459,362	
4 共 済 費	1,163,931		1,163,931	497,880		497,880	359,146		359,146	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	7,116		7,116	7,116		7,116	7,116		7,116	
7 報 償 費	258,557	34,673	293,230	197,612	34,673	232,285	71,072	34,673	105,745	
8 旅 費	251,683		251,683	102,494		102,494	94,152		94,152	
費用弁償	38,940		38,940	8,322		8,322	7,009		7,009	
普通旅費	164,094		164,094	88,348		88,348	82,935		82,935	
特別旅費	48,649		48,649	5,824		5,824	4,208		4,208	
9 交 際 費	2,900		2,900	1,100		1,100	1,100		1,100	
10 需 用 費	638,406		638,406	372,942		372,942	346,899		346,899	
11 役 務 費	592,640	393	593,033	221,548		221,548	107,075		107,075	
12 委 託 料	7,569,875	188,147	7,758,022	3,173,569	165,564	3,339,133	2,399,630	153,163	2,552,793	
13 使用料及び賃借料	847,692	352	848,044	682,729	352	683,081	114,240		114,240	
14 工 事 請 負 費	2,716,633	17,360	2,733,993	332,139		332,139	332,139		332,139	
15 原 材 料 費	565		565							
16 公有財産購入費	12,710		12,710	12,710		12,710	12,710		12,710	
17 備 品 購 入 費	101,283		101,283	45,601		45,601	7,306		7,306	
18 負担金、補助及び交付金	10,426,654	82,388	10,509,042	2,692,095		2,692,095	1,664,364		1,664,364	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金	2,344,222		2,344,222	2,344,033		2,344,033	2,344,028		2,344,028	
25 寄 附 金	67,800		67,800	67,800		67,800	67,800		67,800	
26 公 課 費	269		269							
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	35,545,840	323,313	35,869,153	16,014,612	200,589	16,215,201	12,567,928	187,836	12,755,764	
財 源 内 訳	国庫支出金	5,994,808	197,472	6,192,280	3,120,688	122,000	3,242,688	3,088,421	120,000	3,208,421
	地方債	4,904,000	16,000	4,920,000	1,858,000		1,858,000	1,687,000		1,687,000
	その他	1,725,330		1,725,330	429,138		429,138	349,039		349,039
	一般財源	22,921,702	109,841	23,031,543	10,606,786	78,589	10,685,375	7,443,468	67,836	7,511,304

令和2年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	うち総務部									
	1項 総務管理費			2項 企画費						
	7目 財産管理費						2目 計画調査費			
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	62		62							
2 給料				49,907		49,907				
3 職員手当等				24,999		24,999				
4 共済費				16,913		16,913				
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	63,232	34,673	97,905	1,762		1,762	1,762		1,762	
8 旅費	4,195		4,195	2,895		2,895	2,895		2,895	
費用弁償	70		70	20		20	20		20	
普通旅費	3,350		3,350	1,613		1,613	1,613		1,613	
特別旅費	775		775	1,262		1,262	1,262		1,262	
9 交際費										
10 需用費	128,594		128,594	11,786		11,786	11,786		11,786	
11 役務費	29,538		29,538	90,873		90,873	90,873		90,873	
12 委託料	622,887	153,163	776,050	536,928	1,648	538,576	536,928	1,648	538,576	
13 使用料及び賃借料	59,148		59,148	552,669	352	553,021	552,669	352	553,021	
14 工事請負費	329,121		329,121							
15 原材料費										
16 公有財産購入費	12,710		12,710							
17 備品購入費	1,051		1,051	37,297		37,297	37,297		37,297	
18 負担金、補助及び交付金	73,686		73,686	90,999		90,999	90,999		90,999	
19 扶助費										
20 貸付金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金										
25 寄附金	67,800		67,800							
26 公課費										
27 繰出金										
予備費										
計	1,392,024	187,836	1,579,860	1,417,028	2,000	1,419,028	1,325,209	2,000	1,327,209	
財源	国庫支出金	10,035	120,000	130,035	32,267	2,000	34,267	32,267	2,000	34,267
	地方債	336,000		336,000	37,000		37,000	37,000		37,000
	その他	196,732		196,732	70,391		70,391	56,303		56,303
	一般財源	849,257	67,836	917,093	1,277,370		1,277,370	1,199,639		1,199,639

令和2年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費						総務部合計		
	うち総務部								
	3項 徴税费						補正前	補正額	補正後
	節	補正前	補正額	補正後	2目 賦課徴收費				
補正前					補正額	補正後			
1 報酬	32,626		32,626				185,110		185,110
2 給料	341,671		341,671				1,428,291		1,428,291
3 職員手当等	174,890		174,890				3,678,702		3,678,702
4 共済費	121,821		121,821				511,267		511,267
5 災害補償費							500		500
6 恩給及び退職年金							7,116		7,116
7 報償費	124,778		124,778	124,691		124,691	204,054	34,673	238,727
8 旅費	5,447		5,447	2,841		2,841	108,473		108,473
費用弁償	1,293		1,293	51		51	8,799		8,799
普通旅費	3,800		3,800	2,500		2,500	90,313		90,313
特別旅費	354		354	290		290	9,361		9,361
9 交際費							1,100		1,100
10 需用費	14,257		14,257	7,263		7,263	377,115		377,115
11 役務費	23,600		23,600	21,000		21,000	225,497		225,497
12 委託料	237,011	10,753	247,764	234,236	10,753	244,989	3,207,833	165,564	3,373,397
13 使用料及び賃借料	15,820		15,820	13,970		13,970	685,096	352	685,448
14 工事請負費							354,707		354,707
15 原材料費									
16 公有財産購入費							12,710		12,710
17 備品購入費	998		998	962		962	45,895		45,895
18 負担金、補助及び交付金	936,732		936,732	931,018		931,018	17,190,610		17,190,610
19 扶助費							1,500		1,500
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金							1,800		1,800
22 償還金、利子及び割引料							12,367,393		12,367,393
23 投資及び出資金									
24 積立金							2,344,033		2,344,033
25 寄附金							67,800		67,800
26 公課費									
27 繰出金							53,838,330		53,838,330
予備費							150,000		150,000
計	2,029,651	10,753	2,040,404	1,335,981	10,753	1,346,734	96,994,932	200,589	97,195,521
財源	国庫支出金						3,253,651	122,000	3,375,651
	地方債	134,000		134,000	134,000		1,877,000		1,877,000
	その他	9,703		9,703	1,010		7,034,571		7,034,571
	一般財源	1,885,948	10,753	1,896,701	1,200,971	10,753	1,211,724	84,829,710	78,589

## 繰越明許費に関する調書

追加

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考			
							国庫補助金	起債	その他	一般財源				
3	民生費	1	社会福祉費	1	社会福祉総務費	鳥取県立人権ひろば21 移転整備事業費	人権・同和対策課	9,427	9,427		4,000		5,427	移転先の改修工事完了予定が令和3年5月末となったことに伴い、令和2年度中の移転が困難となったため、移転にかかる経費を令和3年度に繰越するもの。
総務部合計					9,427	9,427	0	4,000	0	5,427				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度 知事公舎管理費	総務課	6,183			令和3年度から 令和5年度まで	6,183				6,183
令和2年度 県庁舎管理事業	総務課	77,324			令和3年度から 令和5年度まで	77,324				77,324
令和2年度 県庁舎設備管理事業	総務課	2,870			令和3年度から 令和4年度まで	2,870				2,870
令和2年度 AI・RPA等最先端ICT技 術活用推進事業	情報政策課	4,277			令和3年度	4,277				4,277
令和2年度 職員人材開発センター費	職員人材開発セン ター	5,500			令和3年度	5,500			2,750	2,750

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度 県有施設の施設管理 マネジメント事業	営繕課	補正前	15,116		0	令和3年度から 令和4年度まで	15,116					15,116
		補正	228,851		0	令和3年度から 令和7年度まで	228,851	2,394				226,457
		補正後	243,967		0	令和3年度から 令和7年度まで	243,967	2,394				241,573
令和2年度 集中化業務事務費	庶務集中課	補正前	1,767		0	令和3年度	1,767					1,767
		補正	8,800		0	令和3年度	8,800					8,800
		補正後	10,567		0	令和3年度	10,567					10,567



## 議案第2号

## 令和2年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
(特別会計) 政策法務課	108,917		108,917					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度 文書収発業務委託	政策法務課	17,022			令和3年度から 令和5年度まで	17,022				17,022

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部を改正する条例																		
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b> 自動車教習所が担う役割の公益性及び公共性の高まりに鑑み、教習車に係る自動車税の種別割の税額の全額を減免する。</p> <p><b>2 概要</b> 教習車に係る自動車税の種別割の減免額を種別割の税額の全額（現行 当該自動車に係る自動車税の種別割の税額から営業用自動車に係る自動車税の種別割の税額を控除した額）とする。</p> <p><b>3 全額減免とする理由</b> 自動車教習所は、運転者養成の役割のほか、地域の交通災害の防止に寄与してきたが、以下の状況に鑑み、地域社会への公益性・公共性は以前に増して高まっていることから、現状の一部減免（営業車並み課税）から全額減免とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車教習所は、公安委員会の指定を受け、法定講習の受託機関として、近年社会問題化している高齢者の加害・被害事故防止のため、高度化された高齢者講習を実施していること。</li> <li>・教習所の教育ノウハウを活用し、警察や交通安全協会と連携して幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に交通安全教室を行うなど、地域の交通安全教育センターとしての役割も担っていること。</li> </ul> <p><b>4 施行期日等</b> 施行期日は令和3年4月1日とし、令和3年度分の自動車税の種別割から適用する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>(1) 減収見込額 年間約4,500千円</p> <p>(2) 全国の課税状況 全国のうち課税（一部減免・一部課税免除）を行っているのは、本県、京都、長野の3府県のみ。近年では新潟県（令和元年度～）、島根県（令和2年度～）が見直しを行い、全額課税免除とした。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>全額課税免除・減免</td> <td>営業車並み課税</td> <td>一部減免・一部課税免除</td> </tr> <tr> <td>44</td> <td>1（鳥取）</td> <td>2（京都・長野）</td> </tr> </table> <p>(3) 高齢者講習等受講者数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>年（1～12月）</td> <td>平成27年</td> <td>平成28年</td> <td>平成29年</td> <td>平成30年</td> <td>令和元年</td> </tr> <tr> <td>受講者数（人）</td> <td>14,990</td> <td>14,588</td> <td>13,467</td> <td>15,650</td> <td>18,288</td> </tr> </table>	全額課税免除・減免	営業車並み課税	一部減免・一部課税免除	44	1（鳥取）	2（京都・長野）	年（1～12月）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	受講者数（人）	14,990	14,588	13,467	15,650	18,288
全額課税免除・減免	営業車並み課税	一部減免・一部課税免除																	
44	1（鳥取）	2（京都・長野）																	
年（1～12月）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年														
受講者数（人）	14,990	14,588	13,467	15,650	18,288														

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税の減免額)</p> <p>第137条の3 略</p> <p>2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>ただし、第1号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第2項第3号に該当するもの <u>納付すべき種別割の税額の全額</u></p>	<p>(自動車税の減免額)</p> <p>第137条の3 略</p> <p>2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>ただし、第1号<u>又は第3号</u>に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第2項第3号に該当するもの <u>同号に規定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の種別割の税額に相当する額を、当該年度分の種別割の税額から控除して得た額</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b> 当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p><b>2 概要</b> 発売総額53億円</p> <p>これは、令和3年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。 （発売議決額 令和元年度：53億円、令和2年度：53億円）</p>

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例																																												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>令和2年11月2日に行われた鳥取県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合等の改定を行う。</p> <p><b>2 概 要</b></p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正（人事委員会勧告どおりの改定）</p> <p>ア 令和2年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き下げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R2.6月</th> <th>R2.12月</th> <th>R2.6月</th> <th>R2.12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正案</td> <td>1.215月</td> <td>1.215月</td> <td>0.81月</td> <td>0.76月</td> <td>年 4.00月</td> </tr> <tr> <td>現 行</td> <td>1.215月</td> <td>1.215月</td> <td>0.81月</td> <td>0.81月</td> <td>年 4.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※一般職の場合</p> <p>イ 令和3年度の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き下げる。 （※6月期、12月期それぞれ0.025月分引き下げる。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R3.6月</th> <th>R3.12月</th> <th>R3.6月</th> <th>R3.12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正案</td> <td>1.215月</td> <td>1.215月</td> <td>0.785月</td> <td>0.785月</td> <td>年 4.00月</td> </tr> <tr> <td>現 行</td> <td>1.215月</td> <td>1.215月</td> <td>0.81月</td> <td>0.81月</td> <td>年 4.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※一般職の場合</p> <p>(2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。（人事委員会勧告どおりの改定）</p> <p>ア 任期付研究員の採用等に関する条例（年3.05月→3.00月）</p> <p>イ 任期付職員の採用等に関する条例（年3.05月→3.00月）</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>ア (1)アは公布日から施行する。</p> <p>イ (1)イは令和3年4月1日から施行する。</p>	区分	期末手当		勤勉手当		計	R2.6月	R2.12月	R2.6月	R2.12月	改正案	1.215月	1.215月	0.81月	0.76月	年 4.00月	現 行	1.215月	1.215月	0.81月	0.81月	年 4.05月	区分	期末手当		勤勉手当		計	R3.6月	R3.12月	R3.6月	R3.12月	改正案	1.215月	1.215月	0.785月	0.785月	年 4.00月	現 行	1.215月	1.215月	0.81月	0.81月	年 4.05月
区分	期末手当		勤勉手当		計																																								
	R2.6月	R2.12月	R2.6月	R2.12月																																									
改正案	1.215月	1.215月	0.81月	0.76月	年 4.00月																																								
現 行	1.215月	1.215月	0.81月	0.81月	年 4.05月																																								
区分	期末手当		勤勉手当		計																																								
	R3.6月	R3.12月	R3.6月	R3.12月																																									
改正案	1.215月	1.215月	0.785月	0.785月	年 4.00月																																								
現 行	1.215月	1.215月	0.81月	0.81月	年 4.05月																																								

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の76</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の96</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の37</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の47</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員及び会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の81</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の101</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の42</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の52</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に</p>

<p>掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の78.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の98.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の39.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の49.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の76</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の96</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の37</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の47</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の121.5</u>」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の121.5</u>」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p>

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p>



<p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」とする。</p>
--	--

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p>

第6条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p>

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「100分の150」とする。

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「100分の147.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (3) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について (令和2年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b> 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域経済牽引事業促進法」という。）等の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p><b>2 条例の概要</b> 地域経済牽引事業促進法の一部改正により、促進区域における不動産取得税の課税免除について定める規定に条ずれが生じたことから、条例の引用条項を改める。 また、上記法改正に伴い、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」の題名が改正されたことから、条例で引用している同省令の題名を改める。</p> <p><b>3 施行期日</b> 公布の日とする。</p>

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、<u>地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設</u>（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>	<p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、<u>地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設</u>（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。